

T-5 操縦訓練装置の維持・整備に関する役務の契約希望者募集要項

T-5 操縦訓練装置の維持・整備に関する役務の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)

契約担当官等小月航空基地隊

小月経理隊長 山口 幸治

記

1 調達品目

T-5 操縦訓練装置の維持・整備に関する役務

2 調達予定時期

令和5年4月 ～ 令和8年3月

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、海上自衛隊の定める役務請負契約一般条項を適用して適正な契約の履行が確保される者

(5) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、中国地域の競争参加資格を有する者

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

(7) 当該役務の履行能力を有し、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。

(8) 当該役務に必要な設備（計測器、試験装置等）を有すること。

(9) 当該役務に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

- (10) 防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。
- (11) 下請業者への一部業務委託
当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第7号から第10号の項目を満たすこと。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4 参加表明

応募する者は、別紙「参加表明書」及び本項第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算時における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

5 技術資料の提出

- (1) 過去3年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）及び対応体制を証明する書類
- (2) 主要設備一覧
- (3) 社内組織図及び技術者名簿（経験年数を含む）
- (4) 品質マネジメントシステム認証書
- (5) 第3項第11号に該当する場合は、当該事項を証明する書類（下請予定企業一覧表）

6 募集対象品目

番号	機 器 名	型 式	募集区分	
			調査	修理
1	改善型T－5操縦訓練装置	185-000101-1	○	○
2	T－5操縦訓練装置用模擬操縦室部	185-100001-1	○	○
3	T－5操縦訓練装置用訓練管制室部	185-200001-1	○	○
4	T－5操縦訓練装置用油圧発生装置部	155-409809-21	○	○
5	T－5操縦訓練装置用計算処理装置	185-500001-1	○	○
6	T－5操縦訓練装置用電源装置	185-600001-1	○	○
7	T－5操縦訓練装置用模擬視界装置部	185-930001-1	○	○
8	T－5操縦訓練装置用動揺装置部	155-400000-1	○	○
9	T－5操縦訓練装置用中央演算処理装置本体	185-510101-11	○	○

7 提出先及び応募受付期間

- (1) 提 出 先

海上自衛隊小月航空基地隊経理隊契約班

〒750-1196

山口県下関市松屋本町3丁目2番1号

083-282-1180（内線244）

(2) 提出期間

令和5年3月27日（月）～ 令和5年5月25日（木）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

- (5) 新たに体制・整備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

8 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、技術審査等を実施する部隊の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

9 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

10 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊小月航空基地隊経理隊契約班

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

1 1 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記入例)

年 月 日

小月航空基地隊經理隊長 殿

〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

参 加 表 明 書

T－5操縦訓練装置の維持・整備に関する役務の契約に応募します。

(対象品目)

番 号	機 器 名	型 式

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 財政状況・経営成績報告書（写し）
3 技術資料
4 下請（予定）企業一覧表